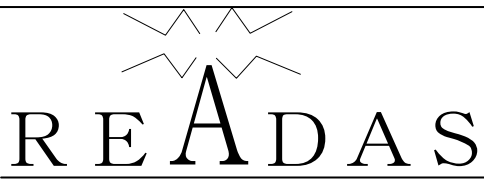


第 4773 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 7月18日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

乗船中の船員が支給を受ける航海日当

Q：今般、平成4年から据え置かれていた航海日当の額が引き上げられることとなりました。日当の改定後も所得税は非課税となりますか？

A：非課税所得となります。

【解説】

さきごろ、国税庁に同様の問い合わせがありが次のような回答が出されています。

所得税では、給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるものについては、所得税を課さない旨規定しています。

ところで、船員は陸上労働者と異なり、船舶に乗船中は、船員法、船舶安全法等の拘束を受け、昼夜を通じて航海に従事するものであり、乗船中は自己の居住地を離れることが強制されます。そんなことから、航海中に生じる諸費用に充てることを目的として、乗船期間1日につき、また、内航又は外航の別、外航にあつては外国最遠目的地の所在区域、及び職務の等級等に応じて、航海日当が支給されています。

航海日当は、①実費弁償的な性質を有するものであること、②国土交通省や防衛省に勤務する船員等に対する航海日当の額と概ね同水準となっていることから、これまで非課税として取り扱われてきました。

この取扱いは、改定後においても同様に取り扱われます。

